

個人情報保護に関する法律案と公衆衛生活動

Proposed Personal Data Protection Law and Public Health

小池 創一*

1. これまでの経緯

近年、情報通信技術の進展により、電子化された個人情報をインターネットなどの情報通信ネットワークを介して大量かつ迅速に収集・提供することができるようになるなか、個人情報保護の必要性はますます高まってきた。

平成10年11月、高度情報通信社会推進本部は「高度情報通信推進に向けた基本方針」の中で、個人情報保護に関し法律による規制も視野に入れた検討を行ってゆく必要がある旨を決定、翌11年7月に個人情報保護検討部会を設置した。同年12月、同部会は基本法制の確立に向けた具体的検討を進めることを決定、個人情報保護法制化専門委員会の専門的な検討を経て、平成12年10月に情報通信技術（IT）戦略本部（高度情報通信社会推進本部から改組）が「個人情報保護基本法制に関する大綱」を決定した。これを受け、内閣官房個人情報保護担当室は法案立案作業を行い、平成13年3月27日「個人情報の保護に関する法律案」が閣議決定され第151回国会に提出されるに至った。

しかし、同法案については、与野党ともに慎重な審議を求める声が強く、審議日程の確保が困難であったため、同国会における審議は見送られ、継続審議となっている。

2. 法案の要旨

本法案の趣旨は、個人情報の適正な取扱い

の基本となる原則を確立し、個人情報を取り扱う者の自主的な努力を促すとともに、政府の総合的な施策の展開に当たっての枠組みを明確にすることにある。加えて、主に情報通信技術を活用し個人情報を事業の用に供している一定の事業者に対しては必要最小限度の規律を設け、第一義的に事業者に対して自ら個人情報の適切な保護を行うことを求めるとともに、個人情報の本人による一定の関与と主務大臣の指示等によるチェックの仕組みを設けている。以下、全7章64条と附則からなる本法案についてその概要を述べる。

第1章「総則」では、個人情報の適切な取扱いに関し、個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという法律の目的が規定され、「個人情報」、「個人情報データベース等」、「個人情報取扱事業者」等の定義が規定されている。

第2章「基本原則」では、個人情報個人が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきで、個人情報を取り扱う者は、5つの基本原則（「利用目的による制限」、「適正な取得」、「正確性の確保」、「安全性の確保」、「透明性の確保」）に則り、個人情報の適正な取扱いに努力する義務が規定されている。

第3章「国及び地方公共団体の責務等」では、国及び地方公共団体の責務、並びに法制上の措置等が規定されている。

*厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

第4章「個人情報の保護に関する施策等」では、政府が個人情報の保護に関する総合的かつ一体的な推進を図るために定める「個人情報の保護に関する基本方針」のほか、国及び地方公共団体の施策等が規定されている。

第5章「個人情報取扱事業者の義務等」では、個人情報取扱事業者の義務及び民間団体による個人情報の保護の推進が規定されている。

このうち個人情報取扱事業者の義務については、「利用目的の特定、利用目的による制限」としては、個人情報を取扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定すること、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを原則禁止することが規定されている。「適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等」としては、偽りその他不正の手段による個人情報の取得を禁止すること、個人情報を取得した際に利用目的を通知又は公表すること、本人から直接個人情報を取得する場合に利用目的を明示することが規定されている。「データ内容の正確性の確保」としては、利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保することが規定されている。「安全管理措置」としては、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることが規定されている。「第三者提供の制限」としては、本人の同意を得ない個人データの第三者提供を原則禁止すること、本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能であること、委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさないことが規定されている。「公表等、開示、訂正等、利用停止等」としては、保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続等についての公表や、保有個人データを本人からの求めに応じて、開示、訂正

等、利用停止等を行うことが規定されている。「苦情の処理」としては、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理が規定されている。

民間団体による個人情報の保護の推進については、個人情報取扱事業者による個人情報の適切な取扱いの確保を目的とし、苦情処理や必要な情報提供等を行う「認定個人情報保護団体」に関する事項が規定されている。

第6章「雑則」では、報道、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、個人情報取扱事業者に係る義務規定の適用を除外することが規定されている。これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力することが求められている。この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定されている。

第7章「罰則」では、個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則が規定されている。

附則において、本法案は、公布の日から施行すること、ただし、第5章から第7章までの規定は、公布後2年以内に施行することが規定されているほか、経過措置、内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加すること、国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報について公布後1年を目途として法制上の措置を講ずることが規定されている。

3. 厚生労働省の法案への要望の反映状況

厚生労働省においては、個人情報保護法制化専門委員会におけるヒアリングや個人情報保護法案の策定過程において、特に個人情報取扱事業者の義務に係る規定について、そのまま適用することにより事業を行うことに支障が生じ、他の公益上の目的が達成できないおそれがある場合について、同法案において

適用除外等の手当がなされるよう関係府省と調整を行ってきたところである。

ここで、個人情報取扱事業者の義務に係る規定をそのまま適用した場合に他の公益上の目的が達成できない等のおそれがある代表的な場合としては、疫学研究、臨床研究等の医学研究に個人情報を用いる場合、第三者に危害を及ぼすおそれがある場合など、公衆衛生の観点から個人情報を利用する場合、医師間のコンサルテーションなど、医療機関相互で個人情報をやり取りする場合、医療機関における診療録や社会福祉施設における処遇記録の開示・訂正など、開示することで医師と患者又は施設と入所者の信頼関係が損なわれるおそれがある場合、児童虐待のケースで関係者がネットワークを組んで対応する場合などが考えられ、これらの場合について、当省の主張は一定の理解を得られたところである。

なお、適用除外については、同法案中個人情報取扱事業者の義務に係る個々の規定の中で種々の規定が盛り込まれているところであり、具体的な適用除外事由については、今後の国会における同法案の審議等を踏まえ、これらの規定の解釈の中で最終的には内閣官房において示されてゆくこととなるものと考えられる。

また、個人情報のうち雇用管理に係るもの（労働者の個人情報）について、事業所管の観点とは別に、横断的に厚生労働大臣が必要な行政措置を行えるよう、必要な規定の整備を内閣官房に対して要望してきたところであり、個人情報保護法案において、個人情報取扱事業者の雇用管理に係る個人情報の取扱いについては、事業所管大臣に併せて厚生労働大臣も主務大臣となる旨の規定が盛り込まれたところである。

4. 今後の取組

現在、継続審議となっている本法律案の国

会における審議も踏まえつつ、法律の施行を見据えて、今後、厚生労働省として法律の適正な執行に向けた体制を整えてゆくこととしている。

社会保障分野における基本的な対応方針としては、各分野における個人情報保護の在り方につき、個別の法律の改正も視野に入れつつ検討し、法律の趣旨に沿った運用方針を作成することがあげられる。具体的に検討を要する分野は、研究分野（疫学研究等に用いられる個人情報の保護の在り方に係る検討）、医療分野（診療情報の保護の在り方に係る検討）、保健分野（健診情報等の保護の在り方に係る検討）、福祉分野（社会福祉施設等において用いられる個人情報の保護の在り方に係る検討）、介護分野（介護保険サービスの提供に際して用いられる個人情報の保護の在り方に係る検討）等が考えられる。

このうち、疫学研究に関しては、厚生科学審議会科学技術部会「疫学的手法を用いた研究等の適正な推進の在り方に関する専門委員会」が科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会「疫学的手法を用いた研究の在り方に関する小委員会」と合同で「疫学研究に関する倫理指針(案)」について検討を行っているところである。

また、労働分野においては、平成11年の職業安定法等の一部改正により、保護の必要性が強い職業紹介に係る求職者及び派遣労働者等の個人情報について必要な法整備が図られ、また、平成12年には雇用契約に伴う労働者の個人情報全般について、省内の研究会において基本的な考え方がまとめられるなど、既に労働者の個人情報に係る一定の取扱いが確保されているものの、法律の趣旨を踏まえて所要の対応を行う必要があるものと考えられる。

関係部局においては、法改正により対応するのか、告示、通知等のガイドラインを策定することにより対応するのかを含めて検討を

行い、その上で必要な施策を推進することとしており、今後とも公衆衛生活動を推進する上で個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、

その有用性を十分に発揮できるよう、適切な措置をとってゆくことが重要であると考えている。